

浜松市私立保育所等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、私立保育所等において、多様化する保護者の需要に対応し、保育の充実を図り、もって児童福祉の増進に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年浜松市規則第19号）及び浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）並びにこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において私立保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所であって、市以外が設置する施設をいう。

2 この要綱において、私立認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であって、市以外が設置する施設をいう。

3 この要綱において私立保育所等とは、前2項に規定する施設並びに法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、市以外が実施する事業をいう。

(補助対象要件)

第3条 市税を完納していること。

(補助金の区分)

第4条 補助金の区分、内容及び額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、助成申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付・納入確同意書（第2号様式）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認

めたときは、補助金の交付を決定し、助成決定書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の決定通知を受けた者が、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、助成変更申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

（変更の決定）

第8条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、助成決定変更通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年度から令和2年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別 表

区 分	補助対象	補 助 額
一時預かり 事 業 費	私立保育所及び私立認定こども園が、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第1号に規定する一般型一時預かり事業をいう。）を行うために要する経費及び対象児童の保育に要する経費	次の算式により算出された額の合計額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 基準額 年間延べ利用児童数 1 施設年額 1人以上 300人未満 1,600,000円 300人以上 900人未満 1,763,000円 900人以上 1,500人未満 3,173,000円 1,500人以上 2,100人未満 4,583,000円 2,100人以上 2,700人未満 5,993,000円 2,700人以上 3,300人未満 7,403,000円 3,300人以上 3,900人未満 8,813,000円 3,900人以上 10,223,000円 減免分 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親に委託されている児童の延べ利用児童数×児童1人当たり日額利用料 < 児童1人当たり日額利用料 > 3歳未満児 2,000円 3 歳 児 1,000円 4歳以上児 900円

区 分	補助対象	補 助 額																																							
一時保育 事業費	私立保育所及び私立認定こども園が、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第1号に規定する一般型一時預かり事業をいう。）ではないが、これと同等の事業を行うために要する経費及び対象児童の保育に要する経費	<p>次の算式により算出された額の合計額と補助対象経費を比較していずれか少ない額</p> <p>基準額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">年間延べ利用児童数</td> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">1 施設年額</td> </tr> <tr> <td>25人以上 300人未満</td> <td></td> <td>135,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上 600人未満</td> <td></td> <td>405,000円</td> </tr> <tr> <td>600人以上 900人未満</td> <td></td> <td>675,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上 1,200人未満</td> <td></td> <td>945,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200人以上 1,500人未満</td> <td></td> <td>1,215,000円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上 1,800人未満</td> <td></td> <td>1,485,000円</td> </tr> <tr> <td>1,800人以上 2,100人未満</td> <td></td> <td>1,755,000円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上 2,400人未満</td> <td></td> <td>2,025,000円</td> </tr> <tr> <td>2,400人以上 2,700人未満</td> <td></td> <td>2,295,000円</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上</td> <td></td> <td>2,565,000円</td> </tr> </table> <p>減免分</p> <p>生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び里親に委託されている児童の延べ利用児童数×児童1人当たり日額利用料</p> <p>< 児童1人当たり日額利用料 ></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">3歳未満児</td> <td style="width: 80%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>900円</td> </tr> </table>	年間延べ利用児童数		1 施設年額	25人以上 300人未満		135,000円	300人以上 600人未満		405,000円	600人以上 900人未満		675,000円	900人以上 1,200人未満		945,000円	1,200人以上 1,500人未満		1,215,000円	1,500人以上 1,800人未満		1,485,000円	1,800人以上 2,100人未満		1,755,000円	2,100人以上 2,400人未満		2,025,000円	2,400人以上 2,700人未満		2,295,000円	2,700人以上		2,565,000円	3歳未満児	2,000円	3歳児	1,000円	4歳以上児	900円
年間延べ利用児童数		1 施設年額																																							
25人以上 300人未満		135,000円																																							
300人以上 600人未満		405,000円																																							
600人以上 900人未満		675,000円																																							
900人以上 1,200人未満		945,000円																																							
1,200人以上 1,500人未満		1,215,000円																																							
1,500人以上 1,800人未満		1,485,000円																																							
1,800人以上 2,100人未満		1,755,000円																																							
2,100人以上 2,400人未満		2,025,000円																																							
2,400人以上 2,700人未満		2,295,000円																																							
2,700人以上		2,565,000円																																							
3歳未満児	2,000円																																								
3歳児	1,000円																																								
4歳以上児	900円																																								

区 分	補助対象	補 助 額
障 害 児 保 育 費	(1)特別障害児保育 私立保育所及び私立認定こども園に入所している特別児童扶養手当の支給対象障害児のうち市長が障害児として認定した児童の保育に要する経費	次の算式により算出された額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 月額 74,140 円×各月の初日において入所している特別児童扶養手当の支給対象障害児数
	(2)一般障害児保育 私立保育所及び私立認定こども園に入所している児童のうち市長が障害児として認定した児童（特別児童扶養手当の支給対象児を除く）の保育に要する経費	次の算式により算出された額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 月額 37,000 円×各月の初日において入所している一般障害児数
食 物 アレルギー児 調理業務費	私立保育所等に入所している児童のうち市長が食物アレルギー児等として認定した児童の給食対応に要する経費	次の算式により算出された額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 月額 3,000 円×各月の初日において入所している市長が食物アレルギー児等として認定した児童数
外 国 人 児 童 保 育 事 業 費	私立保育所等に入所している外国人児童の保育に要する経費	次の算式により算出された額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 対象児童 1～2人 月額 5,000 円 対象児童 3～5人 月額 10,000 円 対象児童 6～9人 月額 20,000 円 対象児童 10人以上 月額 50,000 円
地 域 活 動 事 業 費	私立保育所及び私立認定こども園が、次の事業を行うために要する経費 (1)食育の推進 (2)親子ひろば	次の事業の額の合計額と補助対象経費を比較していずれか少ない額 (1)食育の推進 年額 120,000 円 (2)親子ひろば 年額 1,200,000 円

区 分	補助対象	補 助 額
延長保育 事業費	<p>私立保育所等が、保育短時間及び保育標準時間を超えて保育を必要とする児童を保育するために要する経費</p>	<p>次の算式により算出された額の合計額と補助対象経費を比較していずれか少ない額</p> <p>(1) 私立保育所・私立認定こども園</p> <p>保育短時間認定 児童 1 人年額</p> <p>延長時間 1 時間 18,700 円</p> <p>延長時間 2 時間 37,400 円</p> <p>延長時間 3 時間 56,100 円</p> <p>保育標準時間認定 1 施設当たり年額</p> <p>延長時間 30 分 300,000 円</p> <p>延長時間 1 時間 1,505,000 円</p> <p>延長時間 2～3 時間 2,409,000 円</p> <p>平成 25 年 11 月策定の「浜松市立保育園一部民営化計画」に基づき創設された私立保育所については、上記 及び に加えて、保育標準時間が廃園する市立保育園と異なることで生じる延長保育料(ただし、延長保育料は運営規程等で定められている金額とし、対象者は廃園する市立保育園に在園していた園児が転園した場合に限る)</p> <p>(2) 小規模保育事業</p> <p>保育短時間認定 児童 1 人年額</p> <p>延長時間 1 時間 11,700 円</p> <p>延長時間 2 時間 23,400 円</p> <p>延長時間 3 時間 35,100 円</p> <p>保育標準時間認定 1 事業当たり年額</p> <p>延長時間 30 分 300,000 円</p> <p>延長時間 1 時間 1,192,000 円</p> <p>延長時間 2～3 時間 1,488,000 円</p> <p>(3) 事業所内保育事業(定員 20 人以上)</p>

		保育短時間認定 児童 1 人年額 延長時間 1 時間 18,700 円 延長時間 2 時間 37,400 円 延長時間 3 時間 56,100 円 保育標準時間認定 1 事業当たり年額 延長時間 30 分 276,000 円 延長時間 1 時間 1,384,000 円 延長時間 2～3 時間 2,216,000 円 (4) 事業所内保育事業(定員 19 人以下) 保育短時間認定 児童 1 人年額 延長時間 1 時間 10,700 円 延長時間 2 時間 21,400 円 延長時間 3 時間 32,100 円 保育標準時間認定 1 事業当たり年額 延長時間 30 分 276,000 円 延長時間 1 時間 1,097,000 円 延長時間 2～3 時間 1,369,000 円
--	--	---

備 考

- 1 特別児童扶養手当の支給対象障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(手当の支給を停止されている者を含む。)をいう。
- 2 市長が障害児として認定した児童とは、別に定める様式により当該施設長からの申請に基づき市長が認定した児童をいう。
- 3 市長が食物アレルギー児等として認定した児童とは、別に定める様式により当該施設長からの申請に基づき市長が認定した児童をいう。(ただし、食物アレルギー児等とは、宗教等の理由により除去食や代替食の提供を行う児童を含む。)
- 4 外国人児童とは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている外国人住民(同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。)である児童をいう。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名

印

助成申請書

次の事業について助成を受けたいので申請します。

記

- 1 助成を受けようとする事業
私立保育所等事業費補助事業

- 2 申請の内容

補助金交付申請額 ¥ 円

* 内訳は別紙のとおり

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

(法人の場合は法人代表者印)

年 月 日 生

法人設立年月日

年 月 日

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立保育所等事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市私立保育所等事業費補助金

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立保育所等事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
(誓約者) 名 称
代表者氏名

印

第 号
年 月 日

様

浜松市長

助成決定書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり助成します。

記

1 助成する事業

私立保育所等事業費補助事業

2 助成する金額 ¥ 円

3 助成の条件

- (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

助成変更申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の助成決定を受けた私立保育所等事業費補助事業の計画を次のとおり変更したいので申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

既助成決定額	¥	円
追加額	¥	円
助成変更申請額	¥	円

第 号
年 月 日

様

浜松市長

助成決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る私立保育所等事業費補助
事業の助成決定額 ¥ 円を下記のとおり変更決定いたします。

記

¥ 円

助成の条件

- (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について私立保育所等事業費
補助事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

- 完了年月日
年 月 日
- 事業の内容・成果
別紙のとおり
- 収支の状況ならびに補助事業により生じる収入金
収支の状況・・・別紙収支決算(見込)書のとおり
補助事業により生じる収入金・・・なし
- 補助金の助成申請書と相違した場合はその理由
- 交付確定を受けたい額
¥ 円
- その他

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、下記の金額を
年度私立保育所等事業費補助金として確定します。

記

¥

円